

&lt;学校管理職職員研修会資料&gt;

ワークショップ研修資料

年 月 日 氏名

## 事例の概要

Aさんは『あること』がきっかけで、Bさんたち何人かのクラスメイトから『あだな』で呼ばれるようになった。学級担任はそのことに気づいていたが、AさんはBさんたちと仲良くしていたので安心をしていた。

ある日の昼休み、Aさんの友人のCさんから学級担任に、「Aさんの元気がないこと」「その原因はBさんたちが呼んでいる『あだな』かもしれないこと」について相談があった。

次の日、学級担任は下校するAさんを昇降口で呼び止め、「元気がないようだけど大丈夫？」と声掛けをしたところ、Aさんは「大丈夫です。」と笑顔で答えたので、しばらく様子を見ることにした。

⋮

数日後、Aさんは体調不良を理由に欠席し、それ以降、登校していない。

学級担任の対応について「気になる点」をあげてみましょう

グループで共有し、新たに気づいた点をメモしましょう

**CHECK!**

事例を参考に、現在の学級・部活やクラブ等において、同様のケースまたはその恐れのあるケースについてグループで共有しましょう。

～メモ欄～

### 事例の概要

- ① Aさんは「あること」がきっかけで、Bさんたち何人かのクラスメイトから「あだな」で呼ばれるようになった。学級担任はそのことに気づいていたが、AさんはBさんたちと仲良くしていたので安心をしていた。
- ② ある日の昼休み、Aさんの友人のCさんから学級担任に、「Aさんの元気がないこと」「その原因はBさんたちが呼んでいる「あだな」かもしれないこと」について相談があった。
- ③ 次の日、学級担任は下校するAさんを昇降口で呼び止め、「元気がないようだけど大丈夫？」と声掛けをしたところ、Aさんは「大丈夫です。」と答えたので、しばらく気をつけて様子を見ることにした。
- ④ 数日後、Aさんは体調不良を理由に欠席。それ以降、登校していない。

### 事例の「気づき」から気づきの感度を高めるポイント（例）

- この事例で、「気になる点」として以下の点が想定される。

先生方の気づきに対して「どのように取り組めばよいか」問いかけることで気づきの感度が高まる。

- ☑ 「あること」とは何か？

Q：事実確認として、「あること」をどのように確認すればよいか。

- ☑ 「あだな」とはどのようなものか？

Q：一見仲良しの関係に見えるグループのいじめの芽を発見するにはどうすればよいか。

- ☑ 「Cさんからの相談」を受けた担任は、なぜ学校に報告しなかったのか？

Q：いじめと認知して、報告するためには何が必要だったか。

- ☑ なぜ「次の日」の対応になったのか？また、なぜ「昇降口で」聞いたのか？

Q：Cさんは勇気を出して相談している。Aさんも昇降口という場所では話しづらい。CさんやAさんとの信頼関係を崩さないためには、どのような対応が必要だったか。

- ☑ なぜ「しばらく気をつけて様子を見る」と判断したのか？

Q：いじめられている子どもは、先生に言うことで事が大きくなることを心配している。「大丈夫です」という言葉だけで判断しないためにはどうすればよいか。

(アンケートやCさん以外との個人面談等の方法が有効な場合もある)

- この事例からは、上記のような様々な「気づき」が出されることが想定される。
- その「気づき」(先生方の感性)が、何よりもいじめを認知することにつながることを伝えたい。
- そのうえで、「気づき」を「適切な対応」につなげるにはどうすればよいかを共有したい。

## 学校長等（管理職）からの研修のまとめ（例）

### 1 抱え込みはなぜダメか？

- ①「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年法律第 71 号）及び「いじめの防止等のための基本的な方針」より  
「学校は、いじめの防止等の対策のための組織を置くものとする」とされており、「教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て当該組織に報告・相談する」とあります。

➤ 法第 8 条（学校及び学校の教職員の責務）、法第 23 条（いじめに対する措置）

- ②「長野県いじめ防止等のための基本的な方針」（平成 30 年改訂）より

学校でいじめが確認された場合は、教職員が一人で抱え込まず、速やかに組織的対応をすることが不可欠です。そのため、学校ではいじめ対応マニュアルの充実を図り、関係する児童生徒への指導・支援の在り方や保護者との連携について全職員が共通理解しておくことが必要です。

➡ 「学校いじめ防止基本方針」「いじめ対応マニュアル」の内容も確認しましょう。

事例②③において、学級担任はCさんからの聞き取り内容を「速やかに」学年主任や管理職に報告するとともに、校内いじめ対策組織に通報する等適切な処置をとる必要があります。

「あの子は大丈夫など、特定の教師の思いで判断しない」ことが重要です。

### 2 被害児童生徒の安全の確保が優先

校内いじめ対策組織において「いじめ」と認知した場合、学校は必要に応じて、被害児童生徒が安全で安心できる環境の確保を行わなければなりません。特定の教員が「いじめの事実」または「その疑い（通報を含む）」を察知してから、児童生徒の安全を確保するまでが学校が講ずべき初期対応となります。 ➤ 法第 23 条（いじめに対する措置）

事例③のように、児童生徒から通告のあった事案について「（とりあえず）様子を見る」という判断・対応は好ましくありません。

### 3 その他（初期対応以外）

- ・①のように、教職員が児童生徒の人間関係等に違和感を持ったら、すぐに当該児童生徒と話をして相談できるような関係を普段から築いておくことが大切です。深い児童生徒理解に基づいた教職員と児童生徒との関係、児童生徒どうしの関係づくりが「いじめの起きにくい学校づくり」につながります。
- ・いじめの多くは教職員の目につきにくい場所で発生します。②のように、周囲の児童生徒がいじめに気づき、担任に相談できる力を育てている点は高く評価できます。いじめを早期に発見するには、周囲の児童生徒の気づきや相談する力を高めることも有効です。
- ・③のように、教師からの「大丈夫？」の問いに、児童生徒が「大丈夫。」と答える場合は要注意です。何も不安や悩みを抱えていない児童生徒に「大丈夫？」と聞くとどう答えるでしょう？
- ・④について、児童生徒がいじめ（疑いを含む）により相当期間の欠席に至った場合は「重大事態」として、「不登校重大事態に係る調査の指針」（文科H28, 3, 11）に基づいた対応をする必要があります。

このように情報の少ない事例であっても、参加した先生の数だけいろいろな『気づき』があることを実感できたでしょうか。いじめの予防・早期発見のためには、一人でも多くの先生の『気づき』の共有は欠かせません。いじめを防ぐ学校づくりのために、日頃から、気軽に相談しあえる同僚性を育みましょう。

### 学校いじめ防止基本方針に係るチェックリスト（管理職用）

校長の強力なリーダーシップの下、学校の実情に応じたいじめ防止等の取組を一層推進するため、いじめ防止等の取組を示した「学校いじめ防止基本方針」の見直しと方針に基づく組織的な対応が徹底されているかをチェックしてみましょう。

4…よくできている    3…おおむねできている    2…あまりできていない    1…できていない

#### 1 「学校いじめ防止基本方針」の内容    長野県「いじめ防止等のための基本的な方針」参酌

自校のいじめ防止等の取組に対する基本的な考え方が記述されている	4	3	2	1
複数の教職員、必要に応じて、心理、福祉に関する専門的な知識を有する者や、その他の関係者により構成する「いじめの防止等の対策のための組織」について記述されている	4	3	2	1
いじめの未然防止・早期発見の取組について記述されている	4	3	2	1
いじめ防止等のための取組（定期的な教育相談、アンケート、人権教育強調月間等）が具体的に年間計画に位置づけられている	4	3	2	1
いじめが起きたときの具体的な対応の役割分担について記述されている	4	3	2	1
情報端末機器を使ったネット上のいじめに対応について記述されている	4	3	2	1
基本方針が適切に機能しているか、学校いじめ対策組織を中心に点検し、必要に応じて見直す、というPDCAサイクルが盛り込まれている	4	3	2	1

#### 2 「学校いじめ防止基本方針」の周知・理解

年度初めの職員会議等で、職員に周知している	4	3	2	1
児童生徒に周知している	4	3	2	1
生徒手帳等に記載している	4	3	2	1
ホームページで公開している	4	3	2	1
保護者に配付している	4	3	2	1
地域等へ周知している	4	3	2	1

#### 3 「学校いじめ防止基本方針」の見直し

PDCAサイクルに沿って、適時見直しをしている	4	3	2	1
見直しの際、児童生徒からの意見を取り入れている	4	3	2	1
見直しの際、保護者からの意見を取り入れている	4	3	2	1
見直しの際、地域からの意見を取り入れている	4	3	2	1

#### 4 学校いじめ防止基本方針に基づく組織的な対応について

いじめの定義について、職員間でズレが出ないように共通認識する研修を行っている	4	3	2	1
いじめが起きたときの具体的な役割分担が機能している	4	3	2	1
重大事態への対応について、全職員と確認している	4	3	2	1
対応の経過や事実確認等、適切に記録され、保管されている	4	3	2	1
保護者への迅速な連絡等について全職員と確認している	4	3	2	1
形式的な謝罪をもって解消とせず、解消はいじめに係る行為が少なくとも3か月止んでおり、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないことを目安とすることを、全職員と確認している	4	3	2	1

チェックの結果から、基本方針及び組織的な対応について、自校の改善点を洗い出し、取り組みましょう。